

議第二十一号

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
について

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める
ものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岐阜県条例第四号）の一部を
次のように改正する。

第六条第三項中「県公報」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

人事行政の運営等の状況の公表方法を変更するため、この条例を定めようとする。